




**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
接続約款の変更の認可の概要
(実績原価方式に基づく平成28年度接続料改定等)**

平成28年3月

接続約款の変更認可申請の全体像

接続料改定に際して必要となる行政手続		今回改定する接続料		
電気通信事業法第33条第2項に基づく接続約款変更認可	接続料規則第3条に基づく許可(※)	H26年度 接続料	H27年度 接続料	H28年度 接続料
実績原価方式に基づく接続料の改定等 (ドライカップ、専用線、公衆電話機能など)	<ul style="list-style-type: none"> PHS基地局回線機能の接続約款からの削除及びPHS基地局回線管理機能に係る調整額の扱い 手動交換サービス接続機能等の接続約款からの削除 PCB(ポリ塩化ビフェニル)に係る特損の扱い等 			
<参考> 加入光ファイバに係る接続料の改定	_____	H26.4.9にH26~28年度の接続料を認可済		
				 平成28年度分を暫定的に適用
NGNに係る接続料の改定 (収容局接続機能、IGS接続機能など)	_____			 平成27年度接続料を暫定的に適用

※ 接続料は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能(3条許可)。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)
 (第一種指定電気通信設備との接続)
 第三十三条(略)
 2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.13)

- (1) 電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、**接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けることが義務づけられている(第33条第2項)。
- (2) 接続約款に定められる**接続料は、総務省令で定める機能ごとに定める**こととされており、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものとすることが求められている(第33条第4項)。
- (3) 具体的には、接続料規則(以下「規則」という。)では、**40の機能**(P.5参照)が定められており、
- ① このうち規則第5条で定められた**12の機能については、長期増分費用(LRIC)方式により接続料を設定**することとされ(法第33条第5項及び規則第5条)、
 - ② それ以外の**28の機能については、第一種指定電気通信設備接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて接続料原価を算定し、原価が収入に一致するよう接続料を設定**することが原則(規則第14条)。

(4) 上記の**28の機能**については、**前々年度(平成26年度)の接続会計を基礎として算定された第一種指定設備管理運営費に他人資本費用等を加えて接続料原価を算定することが原則**とされている。

○ 今般の接続約款の変更認可申請では、28機能のうち**19機能**について、**上記の原則に従って接続料を算定**(実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定)。

↑
本件申請の対象

(5) 一方、上記原則の例外として、**新規かつ相当の需要の増加の見込めるサービスに利用される機能等**については、「前々年度の接続会計に記載された費用の額」及び「通信量等の実績値」を基盤として、**合理的な将来の予測に基づき接続料原価を算定**することができるとしている。

接続機能と本件申請の対応関係

接続機能の区分		接続機能の概要	
接続機能の区分(接続料規則第4条)	通称		
端末回線伝送機能	1.一般帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップ	
	2.特別帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップのサブアンバンドル	FTTRで用いられるき線点から利用者宅までの区間(下部区間)のメタル回線により伝送を行う機能
	3.帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	
	4.基地局設備用端末回線伝送機能 ※	PHS基地局回線	PHS事業者が、NTT東西のGC交換設備と接続する際に、無線基地局から加入者回線ポート(OCU)までの区間の端末回線設備(ISDN回線)を利用する機能
	5.光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	
	6.総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500(キャリアズプレート)	
	7.その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	8.加入者交換機能	GC交換機	GC等により通信の交換を行う機能
	9.信号制御交換機能	加入者交換機機能メニュー	フリーダイヤル等の特定の電気通信番号を用いたサービスを利用する際に、通話料を受け手が支払うこと等を実現するためにGCを制御する機能
	10.優先接続機能	マイライン	
	11.番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ	
	12.加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート	GCの回線対応部にGC接続回線を収容する機能
	13.加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート	GCの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を収容する機能
14.折返し通信路設定機能	ISM	利用者のISDN回線を収容する装置(インタフェース加入者モジュール(ISM))を接続事業者がISDNの定額制インターネット接続サービスの提供に利用するための機能	
15.光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	
16.光信号分離機能	局内スプリッタ		
17.加入者交換機接続伝送専用機能	GC-POI間回線	GCと他事業者接続用設備との間で伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	
18.市内伝送機能	GC-GC間回線	市内ICとGCとの間の伝送路設備、GC相互間の伝送路設備、市内ICにより、同一MA内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	
中継系交換機能	19.中継交換機能	IC交換機	市外ICにより通信の交換を行う機能
	20.中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート	ICの回線対応部にIC接続回線を収容する機能
	21.中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート	ICの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を収容する機能
中継伝送機能	22.中継伝送共用機能	GC-IC間共用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備をNTT東西及び接続事業者が共用して通信を行う機能
	23.中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線	GC-IC間の伝送路設備を接続事業者が専用線として利用する機能
	24.中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間専用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備を専ら接続事業者が利用して通信を伝送する機能
	25.一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	
	26.特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	27.一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能	NGNの収容局接続	
	28.一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	NGNの中継局接続	
	29.特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	地域IP網の収容局接続	
	30.関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGS接続(NGN・ひかり電話網)	
31.イーサネットフレーム伝送機能	イーサネット		
32.通信路設定伝送機能	専用線		
33.データ伝送機能	メガデータネット	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定及び伝送を行う機能	
34.信号伝送機能	共通線信号網	共通線信号網を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録や位置情報取得等を行う機能	
35.呼関連データベース機能 ※	呼関連データベース	PHSの位置情報や課金情報に係るデータベース機能(網改造料の対象となる機能)	
36.番号案内機能	番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能	
37.手動交換機能 ※	100、102、106	手動により通信の交換等を行う機能	
38.公衆電話機能	公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能	
39.端末間伝送等機能	専用線(キャリアズプレート)		
40.クロック提供機能	クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能	

【申請書】
実績原価
方式に基づく
接続料

接続料の算定方式

- : 実績原価方式
- : 将来原価方式
- : 長期増分費用(LRIC)方式
- : キャリアズプレート

※ アンバンドル機能から削除することについて、別途諮問

I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.13)

◆ 全体の傾向

- レガシー系設備に係る接続料は、自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び需要の減少により、値上がり傾向が継続。
- 特に、通信路設定伝送機能(専用線)の接続料については、上記に加え、設備更改の影響もあり、前年度に比べ大きく上昇。

◆ PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

- 本件申請では、平成26年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失のうち、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るものが、接続料原価に算入されている。

PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失

	NTT東日本	NTT西日本
平成26年度決算	約78億円	約78億円
	うち第一種指定電気通信設備 の維持・運営に係るもの 約57億円	うち第一種指定電気通信設備 の維持・運営に係るもの 約56億円

実績原価方式に基づく接続料の改定案の概要② (平成28年度)

- 一般帯域透過端末回線機能(ドライカッパ)の接続料
 - ・ 設備管理運営費が減少したものの、報酬額が増加したため、**接続料原価(調整額を除く)の減少は小幅※1。**
 - ・ **需要の減少率が、接続料原価の減少率を上回ったため、接続料算定単価は上昇(A)。**
 - ・ また、**前年度はマイナスとなった調整額がプラスとなり(B)、接続料はさらに上昇(C)。**
(NTT東日本: +161円、NTT西日本: +122円)
- 帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料
 - ・ 上記と同様の理由※2により**接続料算定単価が上昇し、調整額の影響も加味して接続料は上昇。**
(NTT東日本:+6円、NTT西日本:+7円)

【一般帯域透過端末回線機能(ドライカッパ)の接続料】

	平成28年度		平成27年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※4、5 (A)	1,350円	1,389円	1,270円	1,309円
特別損失	+4円	+5円	+2円	+3円
調整額 (B)	+87円	+62円	▲38円	▲42円
接続料(激変緩和措置を講じない場合)	1,441円	1,456円	1,234円	1,270円
括弧内は前年度からの増減額	(+207円)	(+186円)	(▲49円)	(▲60円)
激変緩和	-	-	+46円	+64円
申請接続料※6、7 (C)	1,441円	1,456円	1,280円	1,334円
括弧内は前年度からの増減率	(+12.6%)	(+9.1%)	(▲3.6%)	(▲2.6%)
前年度からの増減額	+161円	+122円	▲48円	▲35円

【帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)※3の接続料】

	平成28年度		平成27年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※4、5	91円	92円	88円	90円
特別損失	+2円	+3円	+1円	+1円
調整額	+7円	+6円	+5円	+3円
申請接続料※6、7	100円	101円	94円	94円
括弧内は前年度からの増減率	(+6.4%)	(+7.4%)	(0.0%)	(+6.8%)
前年度からの増減額	+6円	+7円	0円	+6円

- ※1 ドライカッパに係る前年度からの増減率は、加入者回線部分において
 - ・ 接続料原価は▲4.9% (報酬額を除く)、▲1.5% (報酬額を含む)、需要は▲7.7% (NTT東日本)
 - ・ 接続料原価は▲4.0% (報酬額を除く)、▲1.7% (報酬額を含む)、需要は▲7.7% (NTT西日本)
- ※2 ラインシェアリングに係る前年度からの増減率は、主配線部分において
 - ・ 接続料原価は▲3.9% (報酬額を除く)、▲0.1% (報酬額を含む)、需要は▲9.1% (NTT東日本)
 - ・ 接続料原価は▲5.5% (報酬額を除く)、▲3.0% (報酬額を含む)、需要は▲9.0% (NTT西日本)
- ※3 接続事業者がスプリッタを設置する場合
- ※4 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない。
- ※5 回線管理機能に係る接続料を含む。
- ※6 タイプ1-1: 平日・昼間帯故障修理
- ※7 平成27年度の数値は適用接続料
- ※8 接続料原価は報酬額及び調整額を含む。

<参考: ドライカッパの調整額と前々算定期間の接続料原価・需要の関係>

接続会計年度	NTT東日本			NTT西日本		
	接続料原価※8	需要	調整額	接続料原価※8	需要	調整額
平成23年度→平成25年度	▲24.1%	▲17.7%	▲38円	▲25.1%	▲16.5%	▲42円
平成24年度→平成26年度	▲8.6%	▲16.0%	+87円	▲10.2%	▲15.3%	+62円

○ 通信路設定伝送機能(専用線)の接続料

<NTT東日本>

- 設備更改により、減価償却費が前年度より増加したものの、設備の切替に伴う施設保全費のピークが平成25年度であり、結果的に施設保全費の減少分が減価償却費の増加分を上回ったため、**接続料原価(調整額を除く)は減少*1**(ただし、報酬額増加の影響により接続料原価の減少は小幅)。
- 需要の減少率は、接続料原価の減少率を上回ったため、接続料算定単価は上昇(A)**。
- また、前年度と同様、**調整額の影響(B)**により、**接続料はさらに上昇(C)**。

(一般専用(3.4kHz) : + 1,435円(+15.3%)、デジタルアクセス(64kbps) : + 1,354円(+15.3%)

<NTT西日本>

- 設備更改による減価償却費の増加、報酬額の増加に加えて、設備の切替に伴い施設保全費が平成26年度にピークを迎えたことから、**接続料原価(調整額を除く)は増加*1**。
- さらに、**需要も減少したことから、接続料算定単価は上昇(A)**。
- また、前年度と同様、**調整額の影響(B)**により、**接続料はさらに上昇(C)**。

(一般専用(3.4kHz) : + 1,823円(+23.4%)、デジタルアクセス(64kbps) : + 1,722円(+23.4%)

【通信路設定伝送機能(専用線)の接続料】

○ 一般専用(3.4kHz)*2

	平成28年度		平成27年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価*3 (A)	8,334円	7,398円	7,530円	6,207円
特別損失	+102円	+107円	+39円	+67円
調整額 (B)	+2,348円	+2,096円	+1,780円	+1,504円
申請接続料*4 (C)	10,784円	9,601円	9,349円	7,778円
括弧内は前年度からの増減率	(+15.3%)	(+23.4%)	(+42.0%)	(+29.4%)
前年度からの増減額	+1,435円	+1,823円	+2,766円	+1,765円

○ デジタルアクセス(64kbps)*2

	平成28年度		平成27年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価*3 (A)	7,877円	6,998円	7,118円	5,873円
特別損失	+96円	+101円	+37円	+64円
調整額 (B)	+2,212円	+1,975円	+1,676円	+1,415円
申請接続料*4,5 (C)	10,185円	9,074円	8,831円	7,352円
括弧内は前年度からの増減率	(+15.3%)	(+23.4%)	(+41.9%)	(+29.3%)
前年度からの増減額	+1,354円	+1,722円	+2,609円	+1,665円

*1 前年度からの増減率は、接続料原価の大宗を占める専用加入者線に係る装置において、

- 接続料原価は▲5.3%(報酬額を除く)、▲3.3%(報酬額を含む)、需要は▲7.5%(NTT東日本)
- 接続料原価は+9.5%(報酬額を除く)、+10.4%(報酬額を含む)、需要は▲5.2%(NTT西日本)

*2 同一MA内の場合

*3 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない。

*4 平成27年度の数値は適用接続料

*5 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

○ 公衆電話機能の接続料

・ **接続料原価(調整額を除く)は概ね減少したにもかかわらず、需要がその減少率を上回って減少^{※1}したことから、接続料算定単価は上昇(A)。**

・ さらに、**調整額の影響(B)により、接続料はさらに上昇(C)。**

(公衆電話発信機能 NTT東日本:+ 69.00円 (+22.8%)、NTT西日本:+ 18.65円(+7.7%)

(デジタル公衆電話発信機能 NTT東日本:+ 43.85円 (+24.3%)、NTT西日本:+ 18.59円(+7.5%)

・ なお、本件申請では、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用が公衆電話接続料に算入されている(D)。

【公衆電話発信機能の接続料(3分あたり単価)】

【デジタル公衆電話発信機能の接続料(3分あたり単価)】

	平成28年度		平成27年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価 ^{※2} (A)	244.31円	192.33円	213.82円	180.68円
特別損失	+0.34円	+0.34円	+0.11円	+0.29円
調整額 (B)	+116.64円	+60.79円	+81.85円	+55.60円
接続料 (C) (激変緩和措置を講じない場合)	361.30円	253.46円	295.78円	236.57円
激変緩和	-	-	+1.45円	+1.89円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	361.30円	253.46円	297.23円	238.46円
特設公衆電話に係る費用 (D)	+10.89円	+7.92円	+5.96円	+4.27円
申請接続料^{※3}	372.19円	261.38円	303.19円	242.73円
括弧内は前年度比	(+22.8%)	(+7.7%)	(+8.5%)	(+4.9%)
前年度からの増減額	+69.00円	+18.65円	+23.63円	+11.34円

	平成28年度		平成27年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価 ^{※2} (A)	160.96円	203.04円	137.56円	185.45円
特別損失	+0.14円	+0.23円	+0.07円	+0.26円
調整額 (B)	+51.95円	+56.61円	+35.85円	+58.00円
接続料 (C) (激変緩和措置を講じない場合)	213.05円	259.88円	173.48円	243.71円
激変緩和	-	-	+0.71円	+1.29円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	213.05円	259.88円	174.19円	245.00円
特設公衆電話に係る費用 (D)	+10.91円	+7.96円	+5.92円	+4.25円
申請接続料^{※3}	223.96円	267.84円	180.11円	249.25円
括弧内は前年度比	(+24.3%)	(+7.5%)	(+9.2%)	(+11.2%)
前年度からの増減額	+43.85円	+18.59円	+15.21円	+25.15円

※1 前年度からの増減率は、

- ・ <公衆電話発信機能> 接続料原価は▲10.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲8.8%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)、需要は▲21.0%
- ・ <デジタル公衆電話発信機能> 接続料原価は▲2.5%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、+0.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)、需要は▲15.7%(NTT東日本)
- ・ <公衆電話発信機能> 接続料原価は▲15.1%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲13.3%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)、需要は▲19.1%
- ・ <デジタル公衆電話発信機能> 接続料原価は▲7.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲5.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)、需要は▲14.5%(NTT西日本)

※2 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

※3 平成27年度の数値は適用接続料

○ 全体の傾向

- 平成28年度の工事費・手続費は、**作業単金がPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響等により上昇^{※1}したため、前年度に比べて概ね上昇。**

○ 光屋内配線に係る工事費

- 総務省は、平成27年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、NTT東西に対して、**工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定されること^{※2}から、毎年度、配管の有無を調査し、配管の有無の比率が大きく変化した場合には、接続料に反映するよう要請。**
- NTT東西が配管の有無を調査したところ、その比率は、平成26年度と平成27年度では大きな変化がなかったことから、**光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等。**
- 作業時間は同等、作業単金は上昇しているものの、物品費の低減により、**光屋内配線に係る工事費は低減。**
(NTT東日本: ▲6円(▲0.0%)、NTT西日本: ▲41円(▲0.3%))

【※1: 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金】

	平成28年度		平成27年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別損失考慮前工事費	6,154円	6,065円	6,158円	6,077円
特別損失	+45円	+51円	+16円	+30円
申請作業単金^{※3、5}	6,199円	6,116円	6,174円	6,107円
括弧内は前年度からの増減率	(+0.4%)	(+0.1%)	(+0.1%)	(+0.1%)
前年度からの増減額	+25円	+9円	+6円	+8円

【光屋内配線に係る工事費(光屋内配線を新設する場合)】

	平成28年度		平成27年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別損失考慮前工事費	14,509円	14,427円	14,572円	14,510円
特別損失	+88円	+100円	+31円	+58円
申請工事費^{※4、5}	14,597円	14,527円	14,603円	14,568円
括弧内は前年度からの増減率	(▲0.0%)	(▲0.3%)	(▲18.1%)	(▲17.4%)
前年度からの増減額	▲6円	▲41円	▲3,218円	▲3,078円

※2 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが新たに判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が平成21年度計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

※3 平日昼間・一人当たり・1時間ごと

※4 平日・昼間帯工事

※5 平成27年度の数値は適用作業単金・工事費

I. 制度の概要 (P.3 ~ 5)

II. 実績原価方式に基づく接続料の改定案 (P.7 ~ 11)

III. 接続料規則第3条に基づく許可申請の概要 (P.13)

接続料規則第3条に基づく許可申請の概要

	項目	新規/ 継続	概要
1	PHS基地局回線機能の接続約款からの削除及びPHS基地局回線管理機能に係る調整額の扱い	新規	PHS基地局回線機能(LRIC方式により算定)を利用したサービスの提供が終了していることを受け、当該機能を接続約款から削除することを求めるもの。併せて、当該機能を利用していた接続事業者は、ドライカップへ移行してサービスを提供していることから、当該機能を利用する接続事業者からの申込の受付等のためのPHS基地局回線管理機能(実績原価方式により算定)に係る平成26年度における調整額相当額を、ドライカップ回線管理機能に係る接続料原価に加えて算定することを求めるもの。
2	手動交換サービス接続機能の接続約款からの削除	新規	手動交換サービス接続機能を利用したサービスの提供が終了していることを受け、当該機能を接続約款から削除することを求めるもの。
3	PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い	継続	PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る費用を接続料原価に含めて算定することを求めるもの。 ※ 平成26年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失は、約78億円(NTT東)、約78億円(NTT西)。うち、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るものは、約57億円(NTT東)、約56億円(NTT西)
4	ファイル連携システム開発費の扱い	継続	NTT東西が接続事業者からのラインシェアリング等の接続申込を管理するシステムに追加で開発されたファイル連携システム(NTT東西と接続事業者とのデータのやりとりを、これまでの電子メールだけではなくファイル交換も可能としたもの)について、市場が縮退するサービスに係るシステムの開発費用としては規模が大きいこと等から、本システムの開発費用について接続料原価から控除することを求めるもの。
5	回線管理機能に係る接続料の算定方法の特例	継続	ドライカップ、ラインシェアリング、加入光ファイバ等の回線管理機能については、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、ラインシェアリングとそれ以外の機能とに分けて接続料を設定することにより、それぞれの料金水準の差を少なくすることを求めるもの。
6	特設公衆電話に係る費用の扱い	継続	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能のトラフィック構成比で分計し、それぞれの機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
7	第一種指定設備管理運営費の算定における耐用年数の扱いの特例	継続	デジタル交換設備(IP系を除く)及び蓄電池設備については、法令に基づき、法定耐用年数を用いて接続料を算定していた。平成20年度税制改正により、これらの設備の法定耐用年数が変更となったが、NTT東西ではその前後で使用環境等に特段の変化はないこと等から、財務会計上の耐用年数を引き続き6年としてきたところ。このため、接続料算定にあたっては、財務会計上の耐用年数を用いて算定することを求めるもの。

(参考資料)

- 円滑な接続を図るため、接続協議において強い交渉力を有する事業者に対する「非対称規制」として、接続応諾義務に加えて、接続料や接続条件の約款化等を義務づけている。(指定電気通信設備制度)
- 固定系通信を対象とする第一種指定電気通信設備制度(設備の不可欠性が根拠)と、移動系通信を対象とする第二種指定電気通信設備制度(端末シェアによる強い交渉力が根拠)とでは、規制の内容に差異を設けている。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

NTT東西を指定(98年)

業務区域ごとに
10%超のシェアを占める端末設備を有すること

NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、
沖縄セルラー(02年)、ソフトバンクモバイル(12年)を指定

第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制

接続関連規制

■接続約款(接続料・接続条件)の認可制
※接続料規則

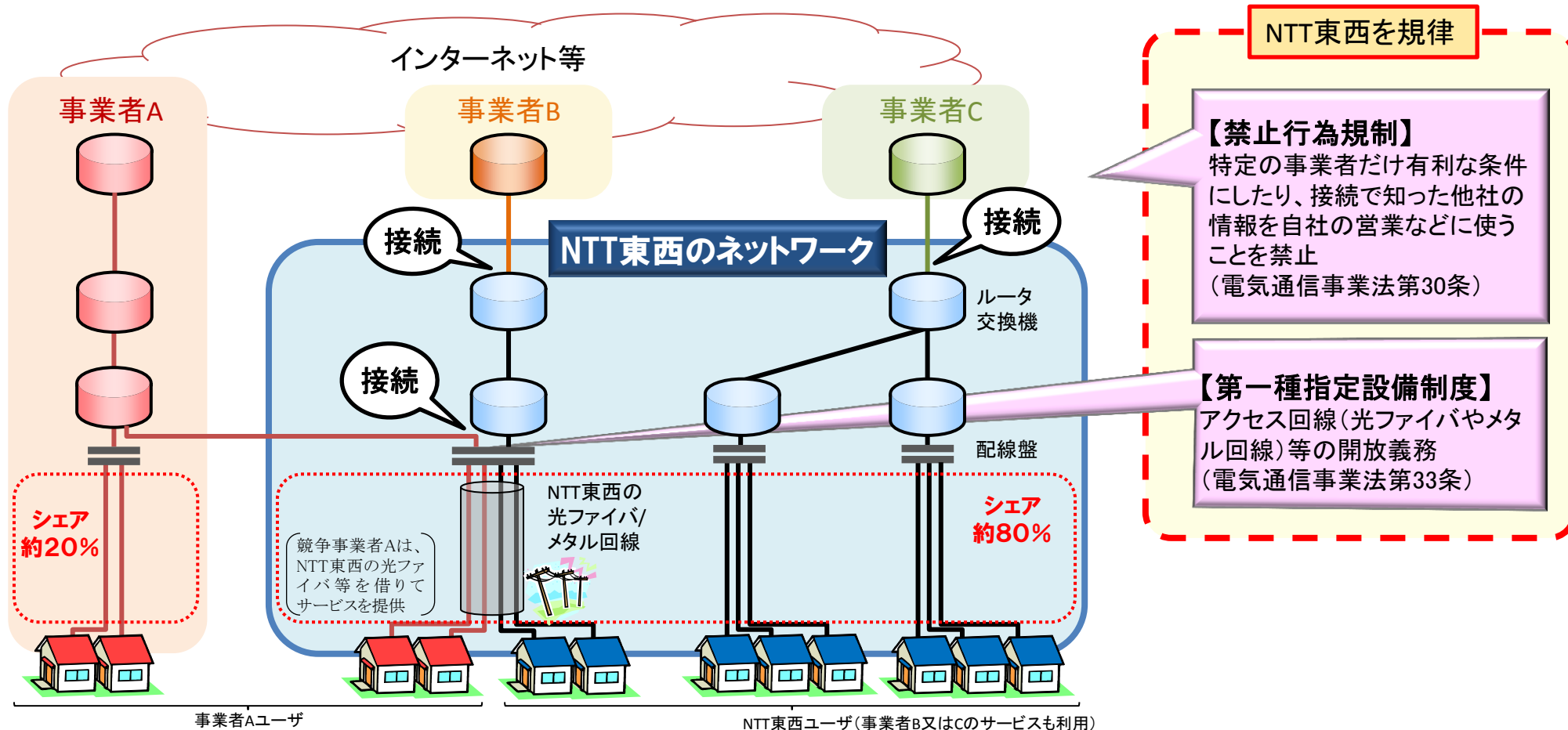
■接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■接続会計の整理義務

■接続会計の整理義務

(※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

- 固定通信分野では、NTT東西の加入者回線(光ファイバ、メタル回線)が他事業者の事業展開に不可欠である点に着目し、電気通信事業法において、光ファイバ等の開放義務(第一種指定電気通信設備制度)や、特定の事業者のみを有利な条件にすることを禁止する規制(禁止行為規制)等を課している。



- 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。
- このため、電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者に対し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するための規律を課している。

指定

指定要件: 都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること [第33条第1項]

対象設備: 加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東西の加入者回線等を
第一種指定設備として指定
(平成10年)

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

① 接続約款の策定・公表義務 (認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[第33条第2項]

② 接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]

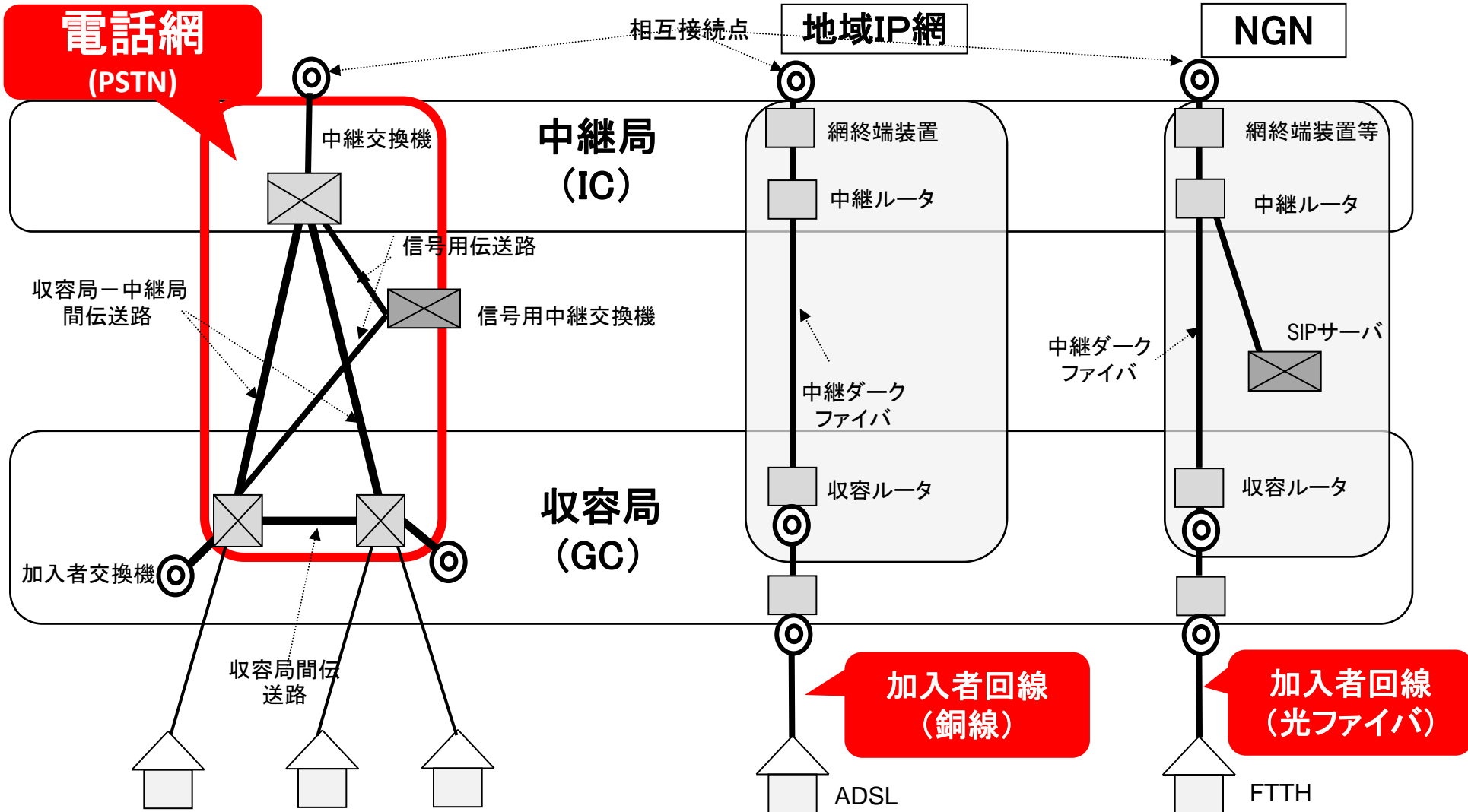
③ 網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

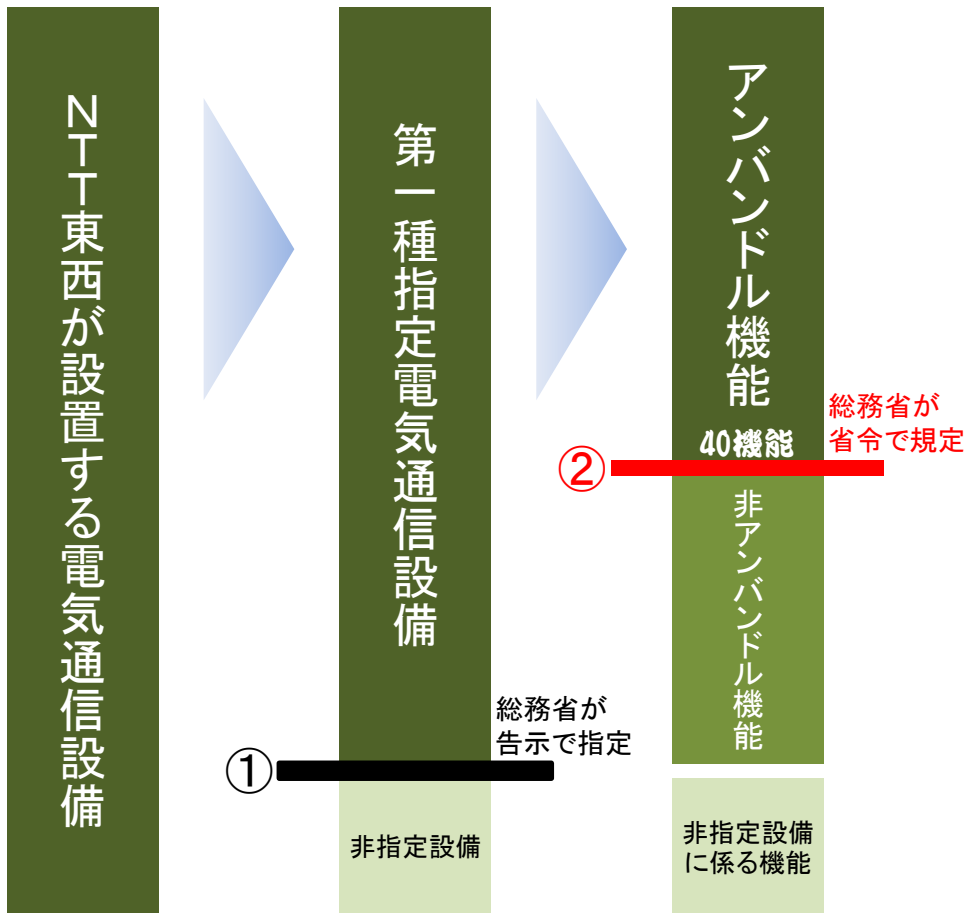
- 加入者回線（光ファイバ）、加入者回線（銅線）、電話網（PSTN）等について、総務省令で定める機能（アンバンドル機能※）の単位で接続料が設定されている。

※ 第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能



設 備

機 能



総務省令で定める「機能」(アンバンドル機能)については、機能ごとに接続料を定め、総務大臣の認可を受けることが必要。

① 指定の基準

- ・加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的・合理的な発達に欠くことのできない設備

(電気通信事業法第33条第1項、施行規則第23条の2第4項、総務省告示)

② アンバンドルの基準

- ・具体的な要望があること
- ・技術的に可能であること
- ・過度な経済的負担がないことに留意 (H21情通審答申等)

接続料の認可基準 (電気通信事業法 第33条4項2号)

■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(加入者交換機等) PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 地域IP網、IP関連装置

接続料算定の原則 (接続料規則第14条第1項)

■ 接続料は、アンバンドル機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$

接続料

$$\begin{aligned}
 & \text{接続料原価 (接続料規則第8条第1項)} \\
 & \text{接続料} = \frac{\text{第一種指定設備管理運営費 (設備コスト)} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用 (適正報酬額)} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{通信量等 (需要) (接続料規則第14条第2項)}} \\
 & \hspace{10em} \text{機能ごとの通信量等の直近の実績値}^{(*)} \\
 & \hspace{10em} (\text{将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値})
 \end{aligned}$$

※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

調整額の算定方法 (接続料規則第12条の2)

■ 第4条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

$$\text{①調整額} = \text{②前々算定期間における費用} + \text{③前々算定期間における調整額} - \text{前々算定期間における接続料収入} \\
 \text{(= ④前々算定期間の接続料} \times \text{⑤前々算定期間の需要)}$$

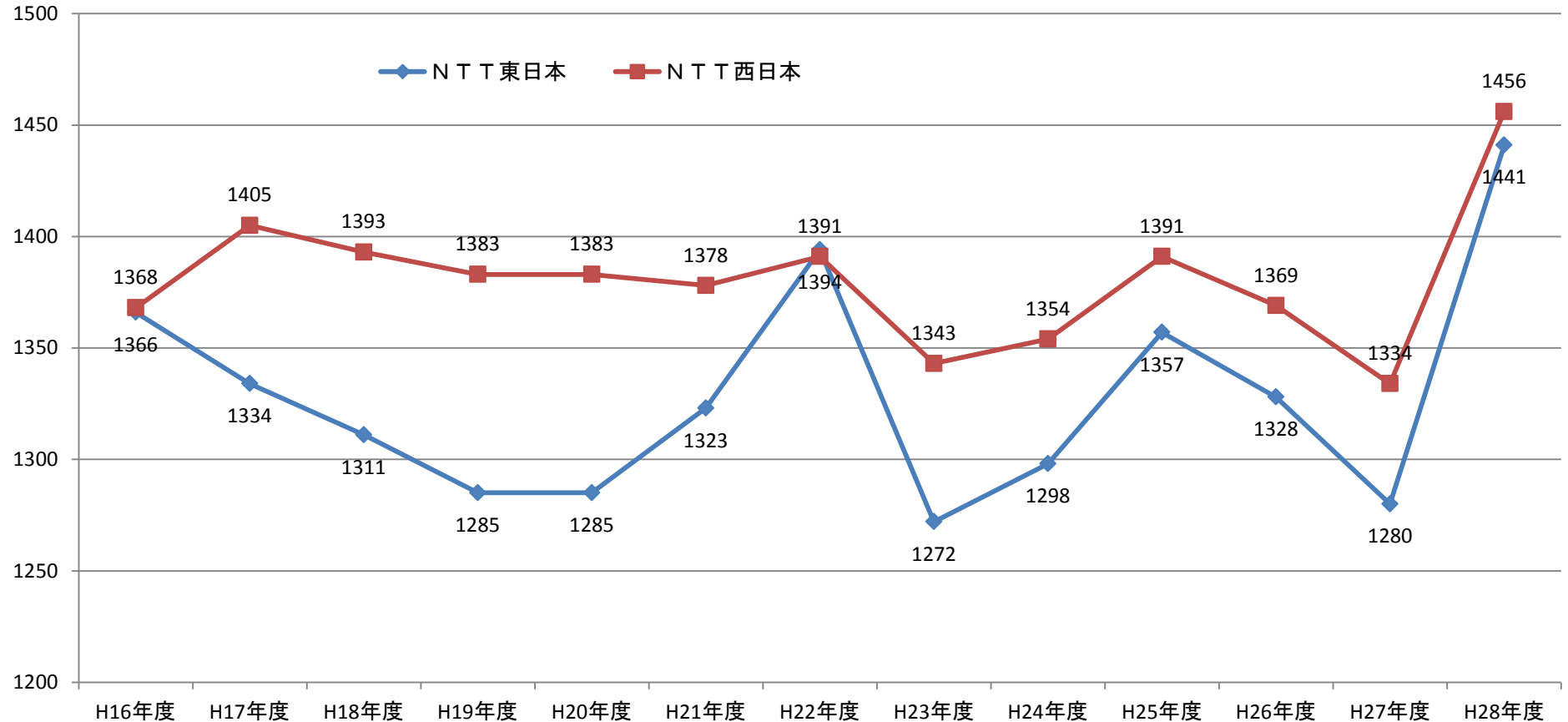
※ 将来原価方式、長期増分費用方式の調整額は「0」

○ 調整額の算定の際に必要な値と会計年度の関係

	平成26年度接続料	平成27年度接続料	平成28年度接続料
算定の基礎となる会計年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
費用 (億円)	②前々算定期間における費用
調整額 (億円)	③前々算定期間における調整額	...	①調整額
合計 (億円)
需要 (万回線)	⑤前々算定期間の需要
調整前単金 (円/月)
調整額 (円/月)
接続料 (円/月)	④前々算定期間の接続料

ドライカップ接続料の推移

- ドライカップ接続料は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線の施設保全費等の配賦方法の見直しが行われた影響により、平成26年度及び平成27年度では低減していたが、**平成28年度接続料**については、**需要の減少、自己資本利益率の上昇による報酬額の増加、及び調整額の影響**により、**上昇**。



※ 回線管理運営費を含む。

※ 各年度の4月1日時点での適用料金(平成28年度接続料は現在申請中のもの)。

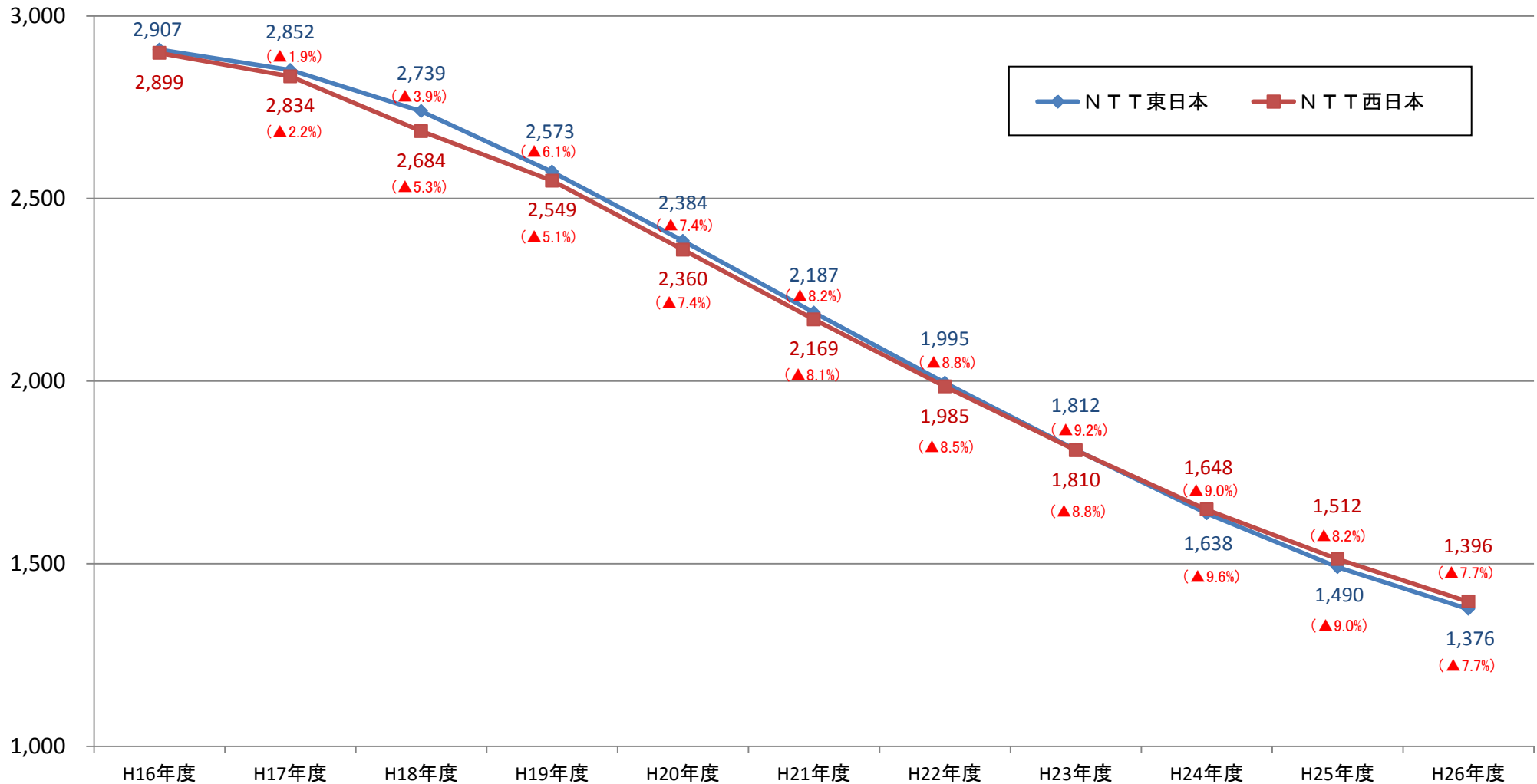
※ 平成22年度以降、調整額を接続料原価に算入。

※ NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料については、東日本大震災に起因する災害特別損失を接続料原価に算入(平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定。控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)。

ドライカツパの回線数の推移

- ドライカツパの回線数は減少傾向にあり、平成26年度は、
- ・ 前年度と比較して、NTT東西とも▲7.7%、
 - ・ 平成16年度と比較して、NTT東日本では▲52.7%、NTT西日本では▲51.8%と、大きく減少した。

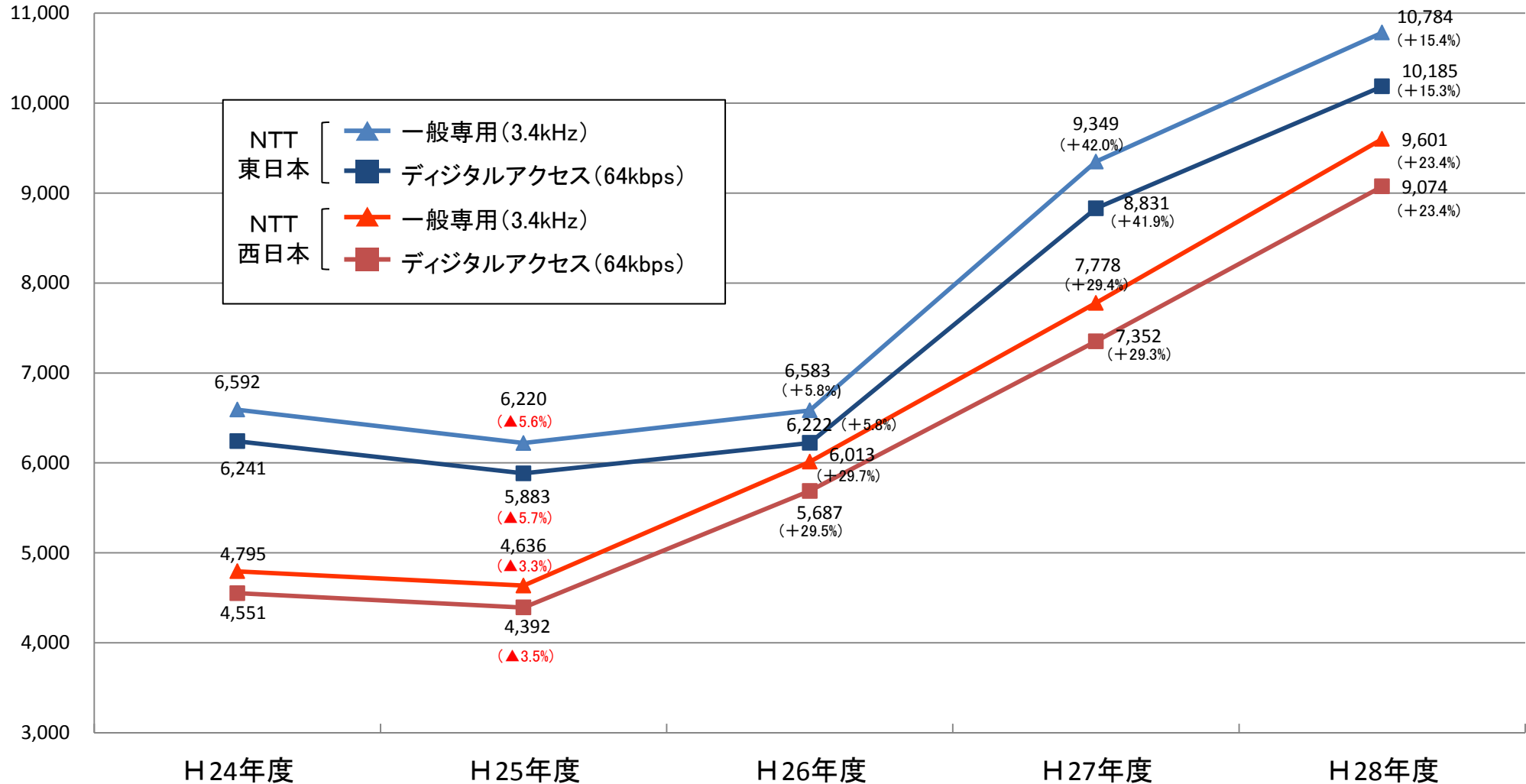
(単位:万回線)



専用線接続料の推移

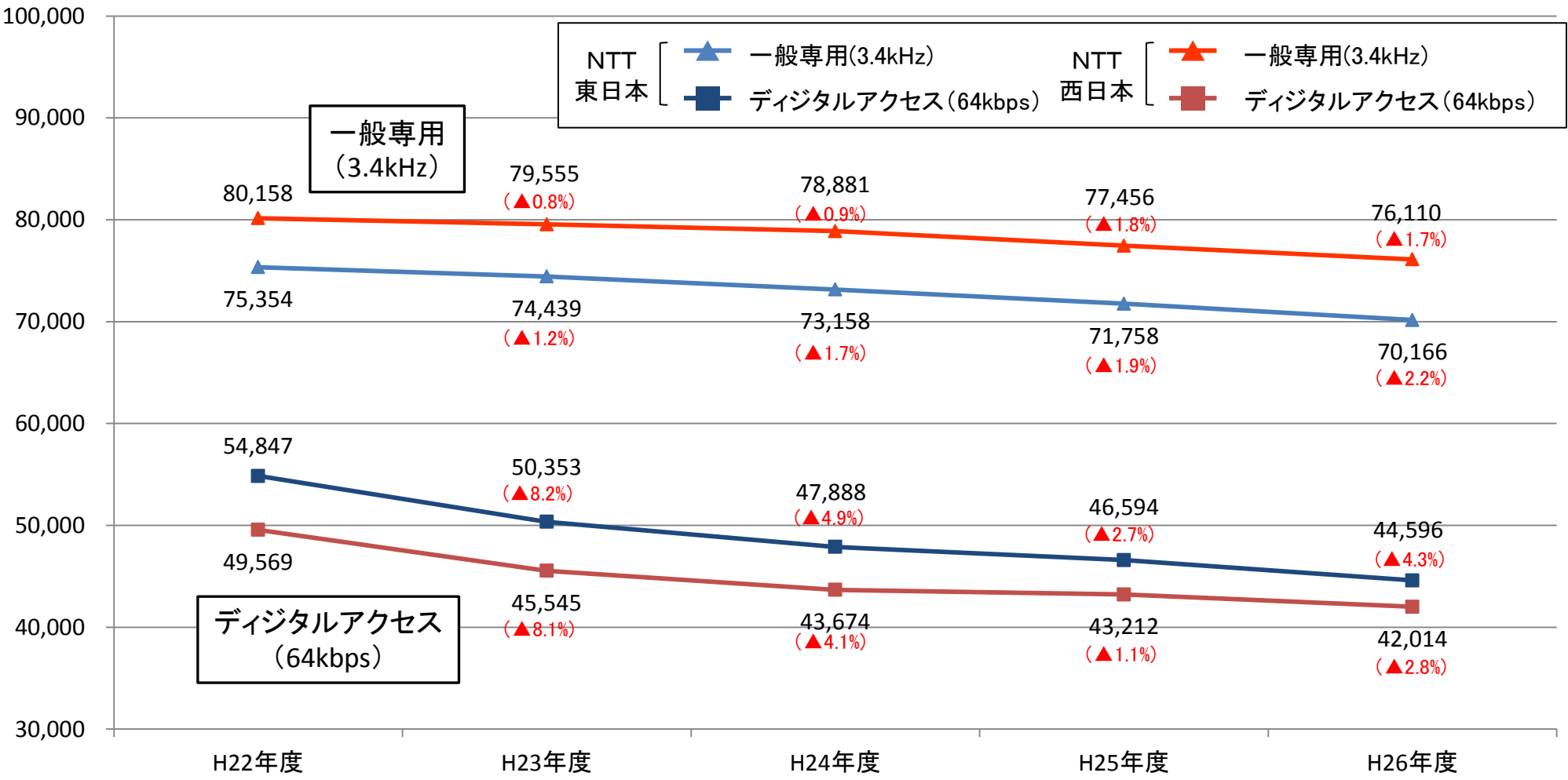
- 専用線接続料(通信路設定伝送機能)は、平成25年度から**上昇傾向**にある。
- **一般専用(3.4kHz)**、**デジタルアクセス(64kbps)**は、H24年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ**+63.6%**、**+63.2%**、NTT西日本ではそれぞれ**+100.2%**、**+99.4%**、と大きく上昇した。

(単位:円/回線・月)



- 一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps)の回線数は減少傾向にあり、平成26年度は、
 - ・ 前年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲2.2%、▲4.3%、NTT西日本ではそれぞれ▲1.7%、▲2.8%、
 - ・ 平成16年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲16.6%、▲18.7%、NTT西日本ではそれぞれ▲13.5%、▲15.2%と減少した。

(単位:回線) ※ 数字は9月末のもの。



自己資本利益率 (平成28年度)

○ 自己資本利益率は、平成27年度適用値と比較して上昇 (3.41% → 4.29%)

自己資本利益率の算出方法*

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
主要企業の自己資本利益率 (i)	4.00	3.39	3.76	8.19	8.16
リスクフリーレート (ii) (10年もの国債利回り)	1.17	1.08	0.81	0.69	0.49
i - ii	2.83	2.31	2.95	7.50	7.67
自己資本利益率 (i - ii) × β 値(0.6) + ii	2.87	2.47	2.58	5.19	5.09
	2.87	2.47	2.58	5.19	5.09
	2.87	2.47	2.58	5.19	5.09

5年間の平均値
→ **5.50%**

↓

いずれか低い方を採用

平成28年度適用値
4.29%

↑

3年間の平均値
→ **4.29%**

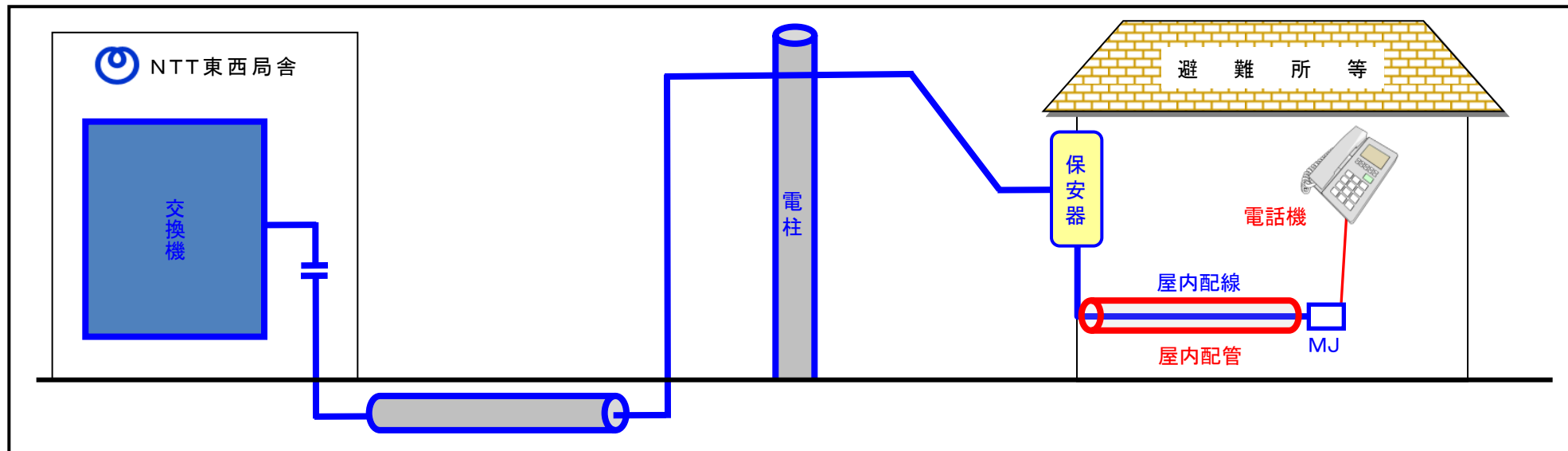
3年間の平均値
平成26年度適用値
2.65%

3年間の平均値
平成27年度適用値
3.41%

※ 接続料算定に用いる自己資本利益率は、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率の過去3年間の平均値」又は「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を採用することとしている(接続料規則第12条)。
平成27年度の接続料の算定では、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率の過去3年間の平均値」が採用されている。

- 特設公衆電話は、災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話。
- 従来は、災害等発生後に設置する「事後設置型」が主流であった。
- 東日本大震災後は、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

設置イメージ



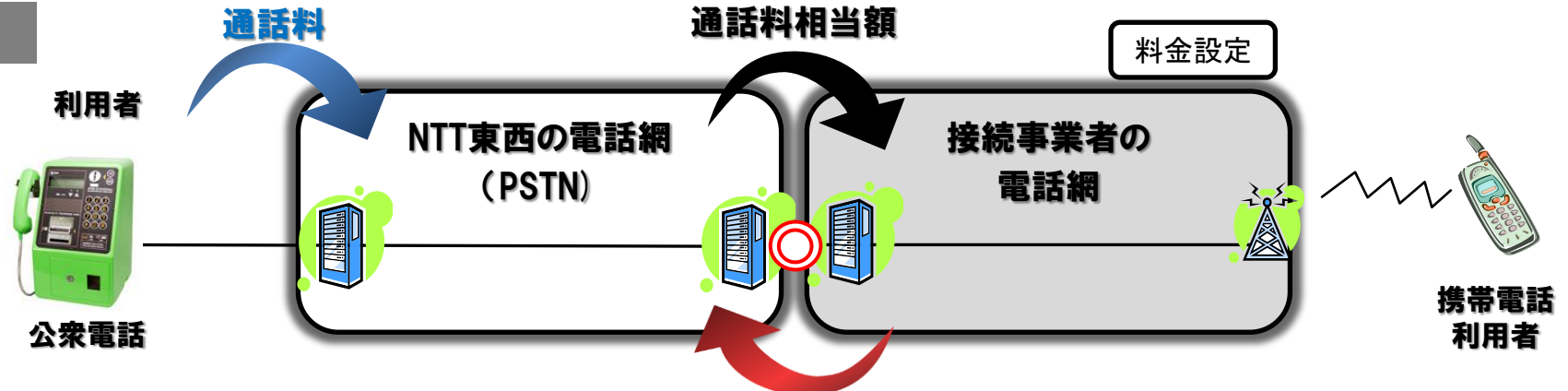
事前設置実績(平成26年度末)

NTT東日本: 11,282箇所、24,975台 NTT西日本: 8,520箇所、16,245台

事前設置見込み(平成28年度末)

NTT東日本: 24,500箇所、50,000台 NTT西日本: 15,000箇所、34,000台

公衆電話

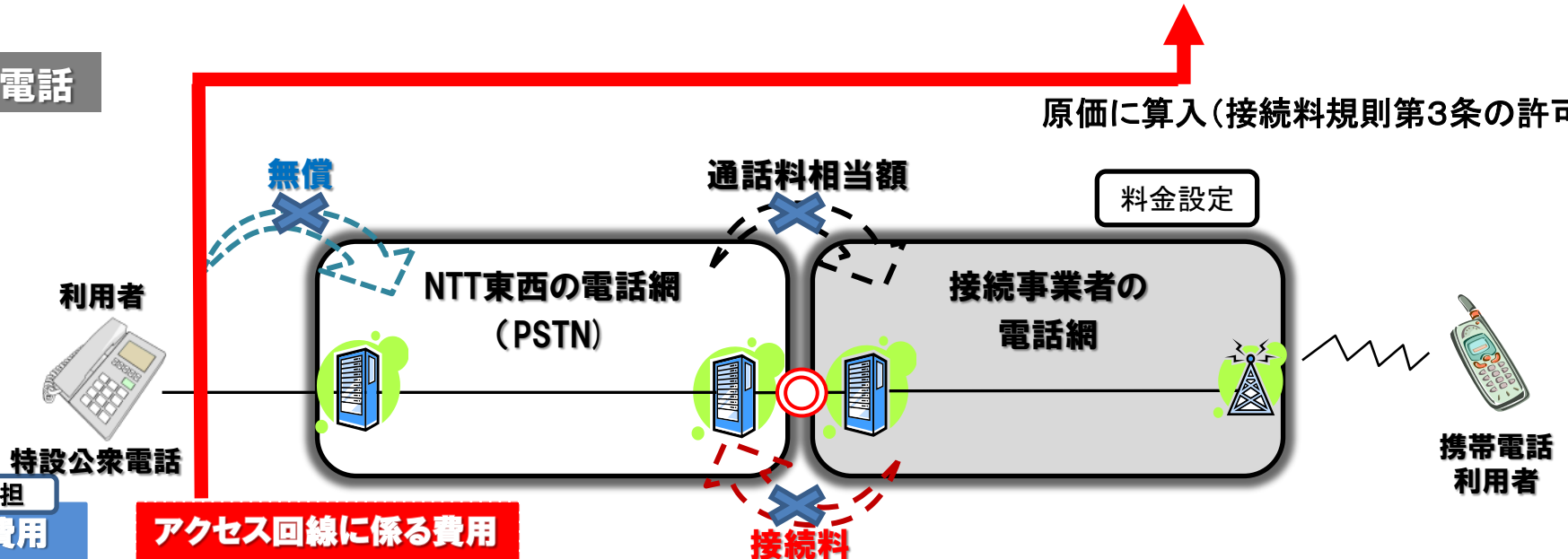


接続料: 暫定的に認可することが適当 (審議会答申)

※公衆電話の設置工事費用には、公衆電話機費用を含む

$$\text{設置工事費用} + \text{アクセス回線に係る費用} + \text{アクセス回線に係る費用} + \text{通話コスト}$$

特設公衆電話



原価に算入(接続料規則第3条の許可)

NTT東西負担
設置工事費用

アクセス回線に係る費用

通話コスト

※屋内配管の費用+電話機費用は施設管理者(地方自治体等)が負担

1 経緯

- 昭和28年頃 製造開始。**ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、電気絶縁性、不燃性等の特性を持つ合成油で、照明器具の安定器や、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途で使用**
- 昭和43年 カネミ油症事件発生。これを契機にその**毒性や環境汚染が社会問題化**
- 昭和47年 製造中止
- 平成13年 ・「**PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法**」施行。PCB廃棄物保管事業者に、**平成39年3月までの処分を義務づける**とともに、国に、PCB廃棄物処理施設の整備推進に対する努力義務を規定
 ・ 特殊法人環境事業団の業務にPCB廃棄物処理等を追加
- 平成16年 日本環境安全事業株式会社(JESCO。全額政府出資で設立された特殊会社)設立。特殊法人環境事業団は解散し、PCB廃棄物処理業務はJESCOに承継。
- 平成22年 **これまでの処理方式では適切に処理できないため、処理方式を変更**。これに伴い、**処理単価を見直し(1,724円/kg ⇒ 28,000円/kg)**

2 NTT東西の対応

- NTT東西では、主に通信ビルの照明器具の安定器として使用。昭和47年頃から、**PCBが含まれると確認できた安定器等については、順次撤去・保管しているものの、本格的に処理が開始されたのは平成26年度から**
- **NTT東日本は平成16年度、NTT西日本は平成17年度に、「本来業務に不可欠な通信ビルの照明器具の安定器等の適切な廃棄に要する費用」という観点から、PCB廃棄物処理費用を営業費用に引当金として計上**
- JESCOが処理単価を見直したことに伴い、追加費用が発生することが判明。本業の経常的な収支を適切に開示するという観点から、**平成25年度に、処理単価が変更となった分を特別損失に計上**。うち、電気通信事業に関連する費用を、平成27年度接続料原価に含めて算定することを要望
- ※ NTT東西以外のグループ会社については、廃棄物処理単価見直しに伴う追加費用が小さいことから営業費用に計上。電力各社においても当該費用を製造原価に算入。

【PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失額】

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成 26 年度 決 算	約 78 億円 うち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの 約 57 億円	約 78 億円 うち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの 約 56 億円

【安定器】

照明装置の内部に接続され、動作を安定させるための装置。建物の照明機器等に内蔵。

